

Miyoshi City News Release



令和6年1月11日

令和6年能登半島地震の被災者に対する市営住宅等の提供について

三次市では、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災された方に市営住宅等の空き住戸を一時避難住居として提供します。

1 対象者

地震等の災害により被害を受け、自ら居住する住宅が滅失又は住居の用に供することができなくなった方

2 使用期間

原則6か月(最長1年まで延長可)

3 提供住宅等

- (1) 提供住宅 9戸
- (2) 家賃及び使用料等
 - ・ 住宅家賃及び駐車場使用料は免除します。
 - ・ 敷金、連帯保証人は不要です。
 - ・ 光熱水費及び共益費等は自己負担となります。
- (3) その他
 - ・ 浴槽、風呂釜及び給湯器、照明機器は設置済です。
 - ・ ペットの飼育はできません。

4 申請方法等

- (1) 申請方法
持参、電子メール又はFAX
- (2) 申請書配付方法
財産管理課窓口及びホームページ
- (3) 申請先
三次市 総務部 財産管理課 住宅・財産活用係



広島県三次市

総務部 財産管理課 住宅・財産活用係(担当:高野・住吉)
TEL:0824-62-6161 FAX:0824-62-6137